

第 22 期 愛知海区漁業調整委員会

第 20 回 会 議 議 事 錄

令 和 5 年 12 月 14 日
海区漁業調整委員会委員室

| | | | | |
|-----------|---|-------|-------|-------|
| 日 時 | 令和5年12月14日(木)午前10時30分から午前11時15分まで | | | |
| 場 所 | 海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階) | | | |
| 議 題 | 第1号議案 しらす機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(諮問) 第2号議案 しらす機船船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問) 第3号議案 まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問) 第4号議案 はえ縄漁業に関する委員会指示について(指示) 第5号議案 委員の辞任について(協議) | | | |
| 報 告 事 項 | 漁業権における資源管理の状況等の報告について | | | |
| 出 席 委 員 | 山下三千男 | 黒田 勝春 | 鈴木 惣和 | 山本 昌弘 |
| | 中根 静夫 | 吉武 正康 | 榎原 満男 | 鈴木 敏且 |
| | 鈴木 輝明 | 小林 清和 | 岩田 靖宏 | 長谷川桂子 |
| 欠 席 委 員 | 稻垣 芳樹 | 小林 俊雄 | 吉田 和広 | |
| 事 務 局 職 員 | | 書記長 | 鈴木 照夫 | |
| | | 主査 | 黒田 拓男 | |
| | | 非常勤職員 | 井上 容子 | |
| 農 業 水 産 局 | 水 産 振 興 監 | | 岡本 俊治 | |
| | 水 産 課 | 課 長 | 柴田 晋作 | |
| | " | 担当課長 | 坂口 泰治 | |
| | " | 課長補佐 | 大橋 昭彦 | |
| | " | 課長補佐 | 荒川 哲也 | |
| | " | 課長補佐 | 原田 誠 | |
| | " | 技 師 | 荒木 克哉 | |
| | " | 技 師 | 和地 柚貴 | |

事務局（鈴木）

定刻となりましたので始めさせていただきます。
会議に先立ちまして、事務局より委員の表彰について御紹介させていただきます。
山本委員におかれましては、愛知県から漁業関係団体の要職にあって、水産業の振興に貢献した功績が認められ、11月21日に愛知県表彰条例による表彰を受けられました。
おめでとうございます。
(拍手)

それでは、会議に移らせていただきます。
はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。
資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案そして、本日机上に配布しました第5号議案及び報告事項の以上8種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。

[資料確認]

それでは、ただ今から第20回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。

最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（山下）

第20回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。
委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。
本日は、議案5件、報告事項1件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたします。

| | |
|---------|---|
| 事務局（鈴木） | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、岡本水産振興監から御挨拶をお願いします。</p> <p>第 20 回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、年末のお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>早いもので、もう年末です。暖かい日が続いており、冬の漁が心配されておりますが、今週火曜日に 2 回目ののり共販が開催され、単価も高く、のり養殖の方は順調に進んでいると思います。</p> <p>また、トラフグにつきましても、今年は資源も多く、例年に比べて水揚げが進んでいると聞いております。</p> <p>今週末から寒くなると思いますが、冬の漁が豊漁となることを祈念しております。</p> <p>本日は会長の御挨拶にもありましたように、議案 5 件と報告事項 1 件と伺っております。委員の皆様には慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p> |
| 事務局（鈴木） | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員 15 名のうち、12 名の出席を得ましたので、漁業法第 145 条第 1 項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第 5 条第 2 項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。</p> |
| 会長（山下） | <p>私が議長を務めますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、鈴木輝明委員、小林清和委員にお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「しらす機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」水産課から説明をお願いします。</p> |
| 水産課（荒川） | <p>第1号議案「しらす機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」について御説明いたします。</p> <p>資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。</p> <p>「諮問文朗読」</p> <p>資料2ページ、別紙を御覧ください。</p> <p>しらす機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正につきまして、1の概要是、取扱方針の第2(2)において規定される許可又は起業の認可をすべき船舶の数を変更するものでございます。</p> <p>2の考え方につきましては、漁業法改正後2回目以降の許可の一斉更新から許可に空き枠が生じている漁業については、漁業団体等の意見を聞いて定数の見直しを検討してまいりますと、本年6月15日開催の本委員会において、御説明させていただきました。</p> <p>3の一部改正の理由につきましては、しらす機船船びき網漁業は取扱い方針で定める定数が231隻のところ、現在の許可数は227隻となっており4隻の空き枠が生じております。</p> <p>廃業見合いの新規許可につきましては、毎年9月に許可又は起業の認可を行うために許可申請の公示を行ってまいりましたが、当該漁業の申請はこれまでありませんでした。</p> <p>また、漁業団体等からの新規許可申請の要望もなく、今後新規許可申請の見込みがないことから、当該漁業の一斉更新を迎えるに当</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>たり、定数を見直し、取扱方針の一部を改正することといたしました。</p> <p>改正の内容については、資料3ページ新旧対照表を御覧ください。</p> <p>第2(2)の許可又は起業の認可をすべき船舶の数を現在の許可数である227隻へ改正するものでございます。</p> <p>最後に、参考として4ページから8ページに改正後の取扱い方針を、9ページに関係法令の抜粋を載せております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長（山下） | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> |
| 委員（長谷川） | <p>言葉の意味だけ教えてください。</p> <p>改正の理由の中には、「廃業見合いの新規許可」とはどういう意味ですか。</p> |
| 水産課（荒川） | <p>廃業見合いの新規許可と言いますのは、現在許可されている方が廃業された場合、許可数に空きが生じるということで、毎年1回新規許可の申請を受け付けているというものです。</p> |
| 委員（長谷川） | <p>ということは、許可数の231隻が227隻に減った際に許可申請の公示をしたけれども、申請者が居なかつたということですか。</p> |
| 水産課（荒川） | <p>はい、長谷川委員の御理解のとおりです。</p> |
| 会長（山下） | <p>他によろしいですか。</p> <p>それでは質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> |

| | |
|---------|--|
| 委員（多数） | (異議無し) |
| 会長（山下） | 異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適當と認めることに賛成の委員は挙手を願います。 |
| 委員（全員） | (挙手全員) |
| 会長（山下） | ありがとうございました。 挙手全員と認め、「しらす機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」は原案とおり適當と認めることとします。 |
| | 次に、第2号議案の「しらす機船船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、その前に事務局から連絡があるのであるとのことで、よろしくお願ひします。 |
| 事務局（鈴木） | ただいま御審議いただきました第1号議案の御承認を受けまして、第2号議案の諮問文を配布いたしますので、資料1ページの差し替えをお願いします。 |
| 会長（山下） | それでは、水産課から説明をお願いします。 |
| 水産課（荒川） | 第2号議案「しらす機船船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」を御説明いたします。 先ほどお配りした諮問文を御覧ください。朗読いたします。 |
| | 「諮問文朗読」 |
| | 漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなけれ |

ばなりません。

先ほど御審議いただきましたしらす機船船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございます。

資料2ページ、別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。

真ん中の欄、制限措置の内容につきましては、(1)漁業種類はしらす機船船びき網漁業、(2)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は先ほど御承認いただいた許可方針と同じ 227 隻としております。

以降の制限措置につきましては、現行の許可方針から変更はありませんが、御説明させていただきます。

(3)船舶総トン数は 15 トン未満であって許可証に記載された総トン数、(4)推進機関の馬力数は制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数となっております。

(5)操業区域は、伊勢湾、三河湾、渥美外海ただし、次のアからクまでの点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域、ケからトまでの点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域のうち伊勢湾の海域、愛知県の最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の海域及び三重県の最大高潮時海岸線から 3,704 メートル以内の海域を除く。

なお、渥美外海のうち愛知県の最大高潮時海岸線 500 メートル以内の第1種共同漁業権漁場区域について当該漁業権者の承諾を予め受けた場合は操業区域に含む。以下、アからトの点については割愛させていただきます。

資料3ページを御覧ください。

(6) 漁業時期は1月1日から12月31日まで、(7)漁業を営む者の資格は、ア、 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。イ、渥美外海において、愛知県の最大高潮時海岸線 500 メートル以内の第1種共

| | |
|---------|---|
| | <p>同漁業権漁場区域を操業区域とする場合にあっては、アに規定する者かつ当該漁業権者の承諾を予め受けた者としております。</p> <p>資料2ページにお戻りください。表の右の欄、申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和5年12月18日月曜日午前8時45分から令和6年1月19日金曜日午後5時30分までの1か月としております。</p> <p>最後に、参考として4ページ、5ページに申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を、6ページに関係する県漁業調整規則の抜粋を載せております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長（山下） | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> |
| 委員（山本） | <p>(4)の推進機関の馬力数の制限は許可証に記載された馬力数とありますが、漁船の性能基準ということでいいんですか。</p> |
| 水産課（大橋） | <p>そのとおりです。</p> |
| 会長（山下） | <p>他に何かありませんか。</p> <p>質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> |
| 委員（多数） | <p>(異議無し)</p> |
| 会長（山下） | <p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適當と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p> |
| 委員（全員） | <p>(挙手全員)</p> |

会長（山下）

ありがとうございました。

挙手全員と認め、「しらす機船船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることいたします。

次に、第3号議案の「まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。

水産課（原田）

それでは、第3号議案「まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」御説明します。

漁獲可能量とはTACと呼ばれているものであります。漁業法第16条第1項では、知事管理漁獲可能量を設定するに当たっては、同条第2項で海区漁業調整委員会に意見を聴くこととなっております。

今回は来年1月から令和6管理年度が開始するまいわし太平洋系群及びまあじに関して諮問させていただくものです。

資料の1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」

それでは2ページ別紙を御覧ください。

令和6管理年度である令和6年1月1日から12月31までの知事管理漁獲可能量は愛知県まいわし太平洋系群漁業と愛知県まあじ漁業にそれぞれ現行水準を設定しています。この現行水準は漁獲努力量を現状以下とすることで、漁獲量を現行以上に増加させない管理を行うものとなっております。

3ページを御覧ください。

こちらは国から都道府県へ示された配分量となっております。

| | |
|---------|---|
| | <p>まあじについては4ページを御覧ください。</p> <p>太枠で囲った部分がまあじに関する国から示された配分です。</p> <p>次にまいわし太平洋系群については6ページを御覧ください。</p> <p>同じく、6ページの太枠で囲った部分が国から示された配分量となっています。</p> <p>まいわし太平洋系群及びまあじの漁獲量については、本県の全国シェアが小さいことから令和5管理年度と同様に国から現行水準が配分されておりますので、先ほどお示ししたとおり、本県の漁業に現行水準を設定しております。</p> <p>なお、8ページについては参考として、漁業法条文の抜粋を載せております。</p> <p>内容は以上のとおりですが、今後貴委員会の御承認をいただいたら後は漁業法第16条第3項に基づき、水産庁へ承認申請をすることとなります。また、水産庁の承認後は県広報での告示となります。その際主旨に影響のない文言の修正等軽微な変更は県法規担当との協議結果に従うとの了解を併せてお願いいいたしまして、御審議くださいますようよろしくお願いします。</p> |
| 会長（山下） | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> |
| 委員（山本） | <p>今年はマアジが多く採れ、2000トン以上の漁獲量と聞いていますが、現行水準というのはどのような数字ですか。</p> |
| 水産課（原田） | <p>本年もマアジは現行水準で設定されていますが、山本委員御指摘のとおり、2000トンを超えた漁獲量がありました。現行水準ということで、はっきりした数量はないのですが、管理する上で国から目安数量というものが示されております。令和5管理年度につきましては、280トンということになっております。漁獲量を月ごとに報告いただいており、2000トンを超えたということで、今年度につき</p> |

| | |
|---------|---|
| | ましては 11 月にマアジの漁獲量を抑えていただくよう指導いたしました。 |
| 会長（山下） | 他に何か、ありませんか。 |
| | それでは、質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。 |
| 委員（多數） | （異議無し） |
| 会長（山下） | 異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適當と認めることに賛成の委員は挙手を願います。 |
| 委員（全員） | （挙手全員） |
| 会長（山下） | ありがとうございました。 挙手全員と認め、「まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適當と認めることといたします。 |
| | 次に、第 4 号議案の「はえ縄漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局（黒田） | 第 4 号議案「はえ縄漁業に関する委員会指示」を御説明いたします。 資料 2 ページ及び 3 ページを御覧ください。 こちらが現在発動中の委員会指示でございます。 はえ縄漁業に関する指示につきましては、資源保護と漁業秩序の維持のため、漁具の制限、操業禁止期間の設定、採捕重量の制限を設けるよう、平成 3 年に初めて指示を発動いたしました。 その後、ふぐ延縄を底延縄に限定、禁止漁具の所持を禁止するな |

| | |
|-------------|---|
| | <p>ど、必要な都度、指示内容を強化してまいりまして、現在、平成27年から同じ内容の指示を発動しているところです。</p> <p>今回、この委員会指示は令和6年1月31日に指示の有効期限を迎えるが、今後も委員会指示を継続して、資源保護と漁業秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料1ページを御覧ください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。</p> <p>内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和6年2月1日から令和7年1月31日まで1年更新するものです。</p> <p>それでは指示案を朗読させていただきます。</p> |
| 「指 示 文 朗 読」 | <p>本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は令和6年1月26日を予定しております。</p> <p>なお、委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長（山下） | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> |
| 委員（多數） | <p>質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> <p>(異議無し)</p> |
| 会長（山下） | <p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p> |
| 委員（全員） | <p>(挙手全員)</p> |
| 会長（山下） | <p>ありがとうございました。 挙手全員と認め、「はえ縄漁業に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> |
| | <p>次に、第5号議案の「委員の辞任について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局（黒田） | <p>第5号議案「委員の辞任について」を御説明いたします。 資料1ページを御覧ください。 令和5年12月11日付け5水第944号で、愛知県知事から海区漁業調整委員会委員の辞職願について協議がありました。 令和5年12月11日付けで稻垣委員及び吉田委員から辞職願の提出があり、辞職につきましては、漁業法第141条において、「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる」と定められているため、協議があったものです。 資料2ページを御覧ください。 こちらが、稻垣委員から提出された辞職願であります。 2023年12月31日をもって、委員の辞職の承認を求めるものであります。漁師としての第一線を退いたことに伴い、漁業者代表としての海区委員の職についても退くことを決意したとの理由でございます。 次に、資料3ページを御覧ください。 こちらが吉田委員から提出された辞職願であります。 2023年12月31日をもって、委員の辞職の承認を求めるものであります。組合長を退任したことを契機に熟考した結果、公職で</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>ある海区委員の職についても退くことを決意したとの理由でございます。</p> <p>当辞職願に対しまして、本委員会として同意するか否かにつきまして、御審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| 会長（山下） | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> |
| | <p>質問等ないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p> |
| 委員（多数） | (異議無し) |
| 会長（山下） | 異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。同意することに賛成の委員は挙手を願います。 |
| 委員（全員） | (挙手全員) |
| 会長（山下） | <p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「委員の辞任について」は同意することといたします。</p> |
| | <p>次に、報告事項の「漁業権における資源管理の状況等の報告について」水産課から説明をお願いします。</p> |
| 事務局（黒田） | <p>それでは、報告事項「漁業権における資源管理の状況等の報告について」御説明いたします。</p> <p>資料の1ページの「1 制度の概要」を御覧ください。</p> <p>漁業法に基づき、漁業権者は、漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、1年に1回以上、知事の定める日までに知</p> |

事に報告しなければならないこととなっております。

また、知事は海区漁業調整委員会に対し、漁業権者から報告に関して意見を付して、1年に1回以上の報告が必要であり、漁業権が適切かつ有効に活用されていない場合は、海区委員会の意見を聴いて、指導・勧告を行うこととなります。

これらのことと定めた関係法令については、2ページに参考として掲載しております。

次に、「2 資源管理の状況等及び県からの意見」について報告させていただきます。

まず、今年度の報告の対象とした期間でございますが、共同漁業権については令和4年1月1日から令和4年12月31日まで、区画漁業権ののり、わかめ養殖は、令和4年8月1日から令和5年5月31日まで、区画漁業権のその他については、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとしております。

このため、今回の報告は9月1日の漁業権一斉切替え前の漁業権に基づく報告となります。

報告内容を基に、「資源管理に関する取組」、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権の行使状況」を評価し、漁業権が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断しました。

その結果につきましては、共同漁業権は3～6ページ、区画漁業権は7～9ページに掲載いたしました。

表は左から、免許番号、漁業権者、漁業種類、評価項目である「資源管理に関する取組状況」、「漁場の活用状況」、「組合員行使権の行使状況」の判断結果、「適切かつ有効」に活用されているかの判断結果を示しており、取組や活用等がなされている場合は「○」、そうでない場合は「×」と記載しています。

また、漁場の活用や組合員の行使の実態はないが、合理的な理由が付されているものについては「○※」と記載しています。

それでは結果について御説明いたします。

まず、「資源管理に関する取組」については、全ての共同漁業権に

| | |
|----------|---|
| | <p>おいて、漁業権行使規則の遵守や、漁具漁法の制限や種苗放流の実施、区画漁業権においては漁場改善計画の履行等の報告がありました。</p> <p>漁業権に関する漁場紛争等の発生は確認されておらず、あさりやなまこ、あわびといった定着性水産動物の種苗放流の他に、一部では魚類の放流も実施されていることが確認されており、漁場改善計画については資源管理協議会において履行が確認されていることから、「資源管理に関する取組」が適切に行われていると判断されました。</p> <p>また、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権の行使状況」についても、ほとんどの漁業権において漁場の活用及び組合員による行使がなされていました。</p> <p>一部、行使者が少なく、漁場活用が少ない漁業権もありましたが、そういった漁業権は主たる行使者が療養中、漁場環境の悪化のため休漁など、水産庁作成の「海面利用制度等に関するガイドライン」に例示されている合理的理由により該当するものでした。</p> <p>また、資料8ページにあります、区第304号の区画漁業権につきましては、行使実績がなく、今後も行使する見込みがないことから、漁業権一斉切替えにおいて削除しております。</p> <p>これらのことから、県といたしましては、現在設定されている県内の全ての漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断いたしました。</p> <p>報告は以上でございます。</p> |
| 会長（山下） | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> |
| 委員（鈴木惣和） | <p>いいですか。</p> <p>使っていない漁業権の区域について、変更はできないのか。</p> |
| 水産振興監 | <p>漁業権は9月に一斉切替えをしたところですが、漁業権の</p> |

| | |
|----------|--|
| | 区域というのは非常に重要な事項でありまして、簡単に変更できるというものではございません。また、調査を行ったうえで本年9月に設定したばかりでありますので、使っていないことはないということで免許しておりますので、御理解いただきたいと思います。 |
| 委員（山本） | 共同漁業権と区画漁業権ですが、共同の範囲の方が広くて、区画の範囲の方が狭いですね。これはどういう規定で決まっているのですか。区画漁業権も共同漁業権も一緒にしてもいいと思うけど。 |
| 水産課（大橋） | 区画漁業権と共同漁業権は漁業の種類が違います。漁業実態を調査した上で、漁業計画を立てて設定されるものであります、一緒にするものではないです。 |
| 委員（鈴木惣和） | 私達から見れば、養殖と採捕の違いだけで一緒にしてもいいと思うのですが、今後の課題としてどうですか。 |
| 水産振興監 | 今、大橋が申し上げたとおり、そもそも異なるものなので、一緒にすることはできないです。対象とするものが違い、共同漁業権は定着性の水産動植物を探る権利で、区画漁業権というのは一定の区域で養殖業を営む権利であります、一緒にという考え方は出来ないものです。 |
| 委員（鈴木惣和） | わかりました。 |
| 会長（山下） | 他に何かありませんか。 |
| 委員（山本） | 豊浜に釣り桟橋というところがあり、アジがたくさん釣れるので、集魚灯を使う釣り人がいるのですが、帰って来る船と出向する船とが重なる時に灯火の道が見にくいことがあるので、何とかしてほしいという話がありました。桟橋は県の施設なので、集魚灯を禁止してもらえないかという意見が出ており、その頻度も以前に比べて増えてきているので、将来的には対策を考えないといけないとい |

| | |
|--------|--|
| | うことで、問題提起します。 |
| 委員（吉武） | 海面利用協議会の方で協議してもらうというのはどうか。 |
| 水産振興監 | 吉武委員の仰るとおり、海面利用協議会という、遊漁と漁業を調整する場がありますので、そちらで議論出来ると思います。 |
| 会長（山下） | 事故が起きてからでは遅いので、その協議会で禁止してもらうわけにはいかないのかな。 |
| 水産振興監 | 資源である魚を探るという面では、漁業と遊漁の調整になりますし、航行安全という面からすると、海上保安庁や港の管理者などの話になりますので、それはそれで検討していきたいと思います。 |
| 委員（山本） | はい、ありがとうございました。 |
| 会長（山下） | いいですか。他に何かありませんか。 質問等もないようですので、以上で本日予定の議題はすべて終了しました。 これをもちまして第20回委員会を終了します。 委員の皆様方、お疲れ様でした。 |

議長

委員

委員